

厚木市立保育所の運営基本方針（案）に対するパブリックコメントの実施結果について

1 意見募集期間

令和4年4月1日（金曜日）から令和4年5月2日（月曜日）まで

2 意見の件数等

- (1) 意見をいただいた人数 1人
- (2) 意見の件数 4件
- (3) 案に反映した意見の数 0件

3 意見と市の考え方

No.	意見の概要	市の考え方	反映したもの
1	厚木市立保育所は半数を民営化して欲しい。	保育サービスの充実など民営化の実施による効果は得られましたが、保育を取り巻く環境が大きく変化した中において、市立保育所に求められる社会的要請・市民ニーズに積極的に対応するためには、4保育所すべてを存続し、各保育所が担うべき役割に応じた効果的・効率的な保育を実施していく必要があると判断したものです。 今後においても、民間保育施設と十分な連携を図り、市全体の保育体制の充実と更なる保育の質の向上に努めてまいります。	
2	発達障害の児が増加しているので、伊勢原市のように特定の市立の保育所で発達障害の児を受け入れて支援していく方法も良いかと思う。	今後の市立保育所における様々な保育ニーズへの対応については、保護者の皆様からの御意見等を踏まえつつ、民間保育施設を始めとする関係機関とも協議・調整を図ってまいります。	
3	厚木市立保育所は土曜16時半までだが、一つの園だけローテーションで19時までの園を作り保護者の多様な勤務にも対応して欲しい。	いただいた御意見については、今後の協議・調整の際の参考にさせていただきます。	
4	保護者に寄り添い、保護者会をなくしたり、平日に行われている行事を土曜にして欲しい。		

4 お問合せ先

- (1) 担当課名 保育課
- (2) 連絡先 046-225-2768

5 結果公開日

令和4年6月15日 公開

厚木市立保育所の運営基本方針

令和4年6月

厚木市

目 次

第1章	策定にあたって	1
1	公立保育所民営化の経過	1
2	公立保育所の必要性及び方針の策定	1
第2章	保育を取り巻く環境	2
1	就学前児童数・女性の就業率（労働力率）の推移	2
2	保育所等入所児童数等の推移	3
3	待機児童の状況	4
4	施設整備の状況	4
5	公立保育所の現況	5
第3章	公立保育所の必要性	6
1	医療的ケア児、障がい児等の受入れ	7
2	災害時における対応	8
3	非常事態時の対応	9
4	特別な対応が必要な児童の受入れ	10
5	市域を網羅した保育の提供	11
第4章	公立保育所の運営に向けて	12
1	公立保育所の存続	12
2	今後の公立保育所の方向性	13

第1章 策定にあたって

1 公立保育所民営化の経過

本市では、近年の核家族化や共働き世帯の増加、価値観の多様化などに伴い、保育需要は増加の一途をたどり、待機児童の解消や多様化する保育ニーズへの対応が強く求められてきました。そこで、より迅速で柔軟な保育サービスを提供するため、民間活力を積極的に導入することとし、平成25年4月に「厚木市立保育所民営化基本計画」、同年9月に「厚木市立保育所民営化実施計画」を策定し、全ての公立保育所の民営化を目指すこととしました。

この計画に基づき、これまで6施設あった公立保育所のうち、平成27年にもみじ保育所、平成30年に厚木保育所を民営化しました。

2つの公立保育所の民営化により、これまで実施が難しかった保育時間の延長や一時預りなどが柔軟に実施され、更に民間各園で独自性のある様々なプログラムが提供されるなど、保育サービスの充実・拡大が図られたことにより、保護者の保育ニーズに十分に対応することができました。

更に、国県等民間保育所運営費負担金などの財源確保により、保育所に通っていない世帯へのサービス拡大にも貢献するとともに保育所待機児童の解消を図るなど、子育て環境の支援強化を図ってきました。(令和2年度末時点での財政効果額は、約599,500千円。)

2 公立保育所の必要性及び方針の策定

公立保育所の民営化による効果は十二分に得られたと判断できますが、計画策定から9年が経過し、保育を取り巻く環境は大きく変化しました。

具体的には、幼児期の教育や保育の質の向上や量の拡大を定めた子ども・子育て支援法の制定や特定教育・保育無償化が実施されました。

また、医療的ケア児や特別な対応が必要な児童の受入れなど、子どもの権利をより尊重した保育環境への希求、河川の氾濫等による激甚災害の発生や新型コロナウイルスの感染拡大という未曾有の事態における特別保育の対応など、公立保育所には新たな責務が課せられているとともに、公立保育所に求められる社会的要請が高まっています。

そこで、保育行政を牽引する立場にある公立保育所の在り方について検討を行った結果、今後の公立保育所の運営に向けた方針を定め、公立保育所を存続することといたします。そして、新しい時代に即応し、より質の高い保育の提供を図るため、新たな保育所運営を推進してまいります。

なお、当該方針につきましては、附属機関である「子ども育成推進委員会」及び庁内組織である「厚木市立保育所の在り方に関する検討会議」、部内研究会による検討を経て策定いたしますが、引き続き、社会情勢の変化や保育に係る国の施策の動向、制度改正の状況等を注視し、必要な場合には見直しを行うこととします。

第2章 保育を取り巻く環境

1 就学前児童数・女性の就業率（労働力率）の推移

全国的に少子化が進む中、本市においても就学前児童数は減少の傾向にあります。令和3年4月現在の就学前児童数は9,246人で、平成27年と比較し、およそ2,000人減少しています。

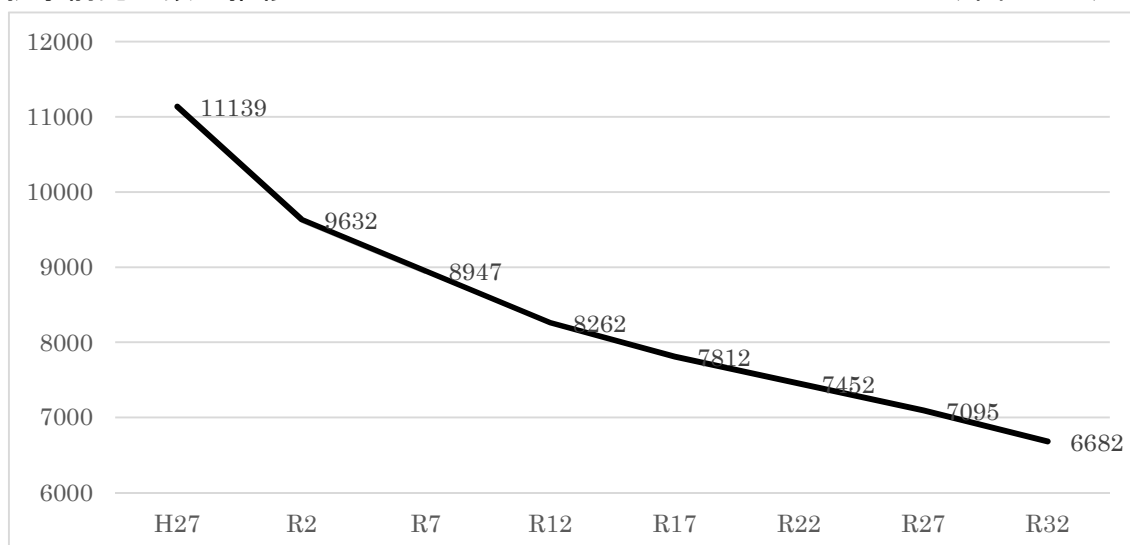
今後の推計においても5年ごとに400人程度の減少が見込まれ、令和32年には7千人を下回り、少子化が一層際立つ予測となっています。

一方で、女性の就業率（労働力率）は、平成27年は67.6%でしたが、令和2年には73.3%まで上昇しております。

国は令和7年度の女性の就業率目標82%に対応した保育の受け皿の整備に取り組むよう要請しているように、女性の就業率の上昇傾向は続くと思われ、本市においても同様に上昇するものと推測しています。

■就学前児童数の推移

（単位：人）



出典：各年4月1日現在 住民基本台帳人口、R7～R32は推計値

■女性（25歳～44歳）の就業率

（単位：％）

区分	H27年	R2年	R7年	R12	R17	R22
全国	71.6	77.4	82.0	83.8	85.5	87.2
厚木市	67.6	73.3	77.8	82.0	83.7	85.4

出典：全国のH27・R2は労働力調査数値（総務省）、R7は政府目標値、R22は労働力需給推計値（労働政策研究・研修機構）、その他は推計値
厚木市は全国の数値を基にした推計値

2 保育所等入所児童数等の推移

認可保育所、認定こども園、小規模保育施設及び家庭的保育事業所への入所児童数については、就学前児童数は減少していますが、女性の就業率の増加などを背景に増え続けています。

令和3年4月現在、3,603人の児童が入所申込しており、平成27年度と比較し、約500人(16.5%)増加しております。

■就学前児童数等の実績

(各年度4月1日現在)

年度	利用定員数	就学前児童数	入所児童数	入所申込数	申込率	定員と申込の差
H27	3,033人	11,139人	2,801人	3,094人	27.8%	△61人
H28	3,031人	10,970人	3,005人	3,275人	29.9%	△244人
H29	3,035人	10,597人	2,988人	3,244人	30.6%	△209人
H30	3,564人	10,309人	3,185人	3,332人	32.3%	232人
R1	4,048人	9,951人	3,301人	3,387人	34.0%	661人
R2	4,323人	9,632人	3,481人	3,613人	37.5%	710人
R3	4,089人	9,246人	3,502人	3,603人	39.0%	486人

平成27年度から令和3年度までの就学前児童数、年少人口、女性の就業率及び入所申込数等の割合から算出した将来見込みでは、保育における量的ニーズのピークアウトは令和12年前後になるものと推計しています。

■就学前児童数等の将来見込

(各年度4月1日現在)

年度	利用定員数	就学前児童数	入所申込数	申込率	定員と申込の差
R7	4,267人	8,947人	3,955人	44.2%	312人
R12	4,267人	8,262人	4,189人	50.7%	78人
R17	4,267人	7,812人	4,156人	53.2%	111人
R22	4,267人	7,452人	4,151人	55.7%	116人
R27	4,267人	7,095人	4,129人	58.2%	138人
R32	4,267人	6,682人	3,922人	58.7%	345人

3 待機児童の状況

本市における待機児童数は、国の定義が変更された平成 29 年度には 48 人でしたが、平成 29 年度～令和元年度にかけて行った集中的な施設整備により、その数は減少し、令和 3 年度で 0 人になり待機児童が解消されました。

■待機児童数の推移 (各年度 4 月 1 日現在)

年度	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
H29	0 人	20 人	28 人	0 人	0 人	0 人	48 人
H30	0 人	24 人	0 人	0 人	0 人	0 人	24 人
R1	0 人	1 人	0 人	0 人	0 人	0 人	1 人
R2	0 人	0 人	1 人	0 人	0 人	0 人	1 人
R3	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

4 施設整備の状況

待機児童の解消に向けて取り組んだ施設整備の結果、令和 3 年 4 月現在では、市内の認可保育所、小規模保育施設及び家庭的保育事業所の合計は 54 箇所となり、3,537 人の児童の受入が可能となっています。

■年度別定員の増減

年度	増減	備 考
H29	207 人	新 設：認可保育所 2 園・150 人、小規模保育施設 3 園・57 人
H30	417 人	新 設：認可保育所 3 園・276 人、小規模保育施設 7 園・133 人 移転増員：小規模保育施設 1 園・8 人
R1	30 人	移転増員：認可保育所 1 園・30 人
R2	△62 人	定員変更：認可保育所 2 園・△62 人（70 人減、8 人増）
計	592 人	新 設：616 人（認可保育所 5 園、小規模保育施設 10 園） 移転増員：38 人（認可保育所 1 園、小規模保育施設 1 園） 定員変更：△62 人（認可保育所 2 園）

■施設数及び定員数

年月	認可保育所	小規模等	合 計
H29.4	31 園(2,849 人)	8 園(96 人)	39 園(2,945 人)
H30.4	33 園(2,999 人)	11 園(153 人)	44 園(3,152 人)
H31.4	36 園(3,275 人)	18 園(294 人)	54 園(3,569 人)
R 2.4	36 園(3,305 人)	18 園(294 人)	54 園(3,599 人)
R 3.4	36 園(3,243 人)	18 園(294 人)	54 園(3,537 人)
H29 との比較	5 園(394 人)増	10 園(198 人)増	15 園(592 人)増

5 公立保育所の現況

本市では、6つの公立保育所を整備・運営してきましたが、平成25年に策定した「厚木市立保育所民営化基本計画」及び「厚木市立保育所民営化実施計画」に基づき、平成27年にもみじ保育所、平成30年に厚木保育所を民営化し、現在は4つの公立保育所を運営しています。

現施設は、築年数47年の南毛利保育所を筆頭に他施設とも老朽化が進んでいることに加え、平成18年12月10日施行の『高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）』の基準に適合しないなど機能面での課題を有しています。

なお、立地する区域区分は、4つの施設のうち南毛利保育所が市街化区域に、その他の3つの施設が市街化調整区域になっています。

【南毛利保育所】

所在地	本園：厚木市長谷 1247、分園：厚木市長谷 1246-4		
区域区分	市街化区域	敷地面積	1,967.38 m ²
構造	鉄骨造平屋建	延床面積	671.92 m ²
建設年月	昭和50年4月1日	築年数	47年
定員数	130人（3歳未満児：50人、3歳以上児：80人）		

【小鮎保育所】

所在地	厚木市飯山 4234-1		
区域区分	市街化調整区域	敷地面積	2,204.99 m ²
構造	鉄骨造平屋建	延床面積	447.30 m ²
建設年月日	昭和51年4月1日	築年数	46年
定員数	90人（3歳未満児：27人、3歳以上児：63人）		

【玉川保育所】

所在地	厚木市七沢 162		
区域区分	市街化調整区域	敷地面積	1,502.20 m ²
構造	鉄骨造平屋建	延床面積	547.98 m ²
建設年月日	昭和56年4月1日	築年数	41年
定員数	100人（3歳未満児：40人、3歳以上児：60人）		
立地環境	土砂災害警戒区域内（イエローゾーン）、洪水・浸水想定区域内		

【相川保育所】

所在地	厚木市下津古久 710-1		
区域区分	市街化調整区域	敷地面積	2,457.00 m ²
構造	鉄筋コンクリート造平屋建	延床面積	1,001.79 m ²
建設年月日	平成2年4月1日	築年数	32年
定員数	120人（3歳未満児：35人、3歳以上児：85人）		
立地環境	洪水・浸水想定区域内		

第3章 公立保育所の必要性

保育所民営化基本計画及び実施計画の策定以降、本市においても待機児童の解消が喫緊の課題となり、保育を必要とするすべての児童が保育施設に入所できるようおよそ600人規模の施設整備に取り組んだ結果、令和3年には待機児童が解消されました。

一方で、保育環境は、子ども・子育て支援新制度の導入、特定教育・保育無償化などにより大きく変わりました。さらに、保護者の就労形態の多様化などの近年の著しい社会状況の変化や、災害・非常事態の発生など、保育所を取り巻く課題は複雑さ、困難さを増しています。これらの課題に、着実かつ積極的・継続的に取り組むことが公立保育所に求められています。

今後は、保育の需要と供給のバランスを保ちつつ、質の向上に向けた取組を強化していくこととなりますが、その中で公立保育所として、近年の気候変動に伴い激甚化する風水害や新型コロナウイルス感染症の発生などの災害時や非常事態時の対応、また、医療的ケア児や障がい児、食物アレルギー児といった特別な対応が必要となる児童の受入れなど、次節以降に示す役割について対応していく必要があります。

なお、民間保育所の運営法人を対象に、本市における将来的な保育の課題、台風時や大規模災害時における保育の実施等について意見を伺うアンケート調査を実施しましたが、その結果からも「民間保育園でできるものは民間保育園が対応し、民間保育園で対応が困難なものは公立保育所が対応する」ことが望まれていることが分かりました。

■市内民間保育所運営法人を対象としたアンケート結果（令和3年11月実施）

【今後更なるニーズが想定されるもので、対応が困難だと思われるもの】

項目	回答数	%
新型コロナウイルス等の感染症の発生により臨時休園した園の代替保育	21/23	91.3
休日保育	17/23	73.9
医療的ケア児の受入れ	14/23	60.9
重篤な食物アレルギーや嚥下障害などにより食事に特別な対応を要する児童の受入れ	13/23	56.5
家庭状況や発育・発達に係る課題を抱える児童の受入れ	5/23	21.7
外国につながる児童の受入れ	3/23	13.0
育児の相談や援助の実施を行う地域の子育て支援事業	1/23	4.3

1 医療的ケア児、障がい児等の受入れ

近年の医療技術の発達により、出産後の低体重出生児の生存率が上がり、それに伴い先天的な疾患のある医療的ケア児や障がい児等は増加傾向にあると言われています。このような児童の受入れについては、医療対応のできるスタッフの常駐や施設面での整備が求められていることから、対応が難しいものとなっています。

今後の公立保育所においては、これらの配慮を必要とする児童の受入れを進めるため、施設の高度なバリアフリー化と併せ、看護師等による医療行為ができる体制を早急に整備することが求められています。

■低体重出生児把握状況（厚木市）

年度	1,000 g未満	1,000～1,499 g	1,500～1,999 g	2,000～2,499 g	未熟児数合計	出生者数	未熟児出生率
H29	2人	5人	12人	108人	127人	1,597人	8.0%
H30	3人	3人	13人	112人	131人	1,493人	8.8%
R1	7人	8人	19人	103人	137人	1,425人	9.6%

出典：神奈川県市町村母子保健報告から抜粋

■医療的ケア児の推計値（全国）

医療的 ケア児数	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	H26年との比較
	16,575人	17,209人	18,272人	18,951人	19,712人	3,137人増 (+18.9%)

出典：令和元年度医療的ケア児等の地域支援体制構築に係る担当者会議資料（厚生労働省）

2 災害時における対応

近年の激甚化する風水害や、今後予想される都心南部直下地震等の大規模災害が発生した場合に、災害対応や市民生活の迅速な復旧に向けて従事する保護者の児童の保育は喫緊の課題となっており、これに対応するため公立保育所では入所児以外の児童も緊急に預かる特別保育を実施いたします。

今後、更に大規模な災害の発生により、民間保育施設の機能が麻ひし、保育に支障が及ぶことを防ぐため、災害時における緊急的な保育の拠点となる施設の整備が求められています。

■近年の厚木市における自然災害時の保育の状況

年月日		種別	保育所運営上の影響
H23	3月11日	東北地方太平洋沖地震	企業の電力供給対策に伴う保護者の日曜出勤に対応するため、公立保育所で休日保育を実施し、7～9月間に延べ249人が利用した。
H26	2月14日	豪雪	一部の保育施設において、職員が出勤できなかった。結果的には、本来登園予定であった約10人の児童は全員自粛したため影響は生じなかった。
H28	8月22日	台風9号	河川の氾濫に備え、一部の保育施設の児童約15人が公民館へ緊急避難した。
R1	9月9日	台風15号	一部の保育施設において、大多数の職員が出勤できず保育に著しい支障が生じた。
	10月12日	台風19号	気象庁からの注意喚起や交通機関の計画運休の発表などを踏まえ、保育施設を通じ、保護者に対し登園自粛を要請した。 その中で、計5園において保育の必要のある児童11人がやむなく登園した。

出典：平成23、26、28年 厚木市地域防災計画（資料編）

令和元年 台風15、19号被害状況報告書（危機管理課）

3 非常事態時の対応

新型コロナウイルス感染症を始め、様々な感染症等の発生や事件、事故等の予期せぬ非常事態によって、保育施設が一時的に利用できなくなる状況がこれまでも生じています。その場合においても、医療、福祉、保健分野等に就労する保護者を支援する必要があり、児童及び保護者にとって安心な保育を実施するための受け皿となるよう施設及び体制の整備が急務となっています。

■非常事態時の保育の状況

	年月日	種別	保育所運営上の影響
R1	6月20日～ 6月21日	受刑者の逃走	刑が確定した受刑者が逃走したため、一部の保育施設が保護者あてに登園自粛を要請した。そのため100人を超える児童が登園できなくなる事態が生じた。
R2 ・ R3	11月～	新型コロナウイルス感染症	一部の保育施設で新型コロナウイルスの感染者が発生したため、数日間の全園休園措置がとられた。これにより23園、約2,060人の児童が登園できなかった。 (令和3年12月31日現在)

4 特別な対応が必要な児童の受入れ

近年、食物アレルギー児は増加傾向にあり、乳幼児に給食・おやつを提供する保育所においては、食物アレルギー児への対応は重要な課題となっています。

食物アレルギーは、時に生命に関わることから、対応に当たっては調理員や保育士など多くの人の連携協力が不可欠であり、保育士不足が深刻化する状況では、公立保育所にその役割を求める声が大きくなっています。

また、保護者の就労形態の多様化に伴い、休日保育のニーズが高まっており、今後は受け皿の拡充を図っていかねばなりません。保育士確保の面や採算性の観点から民間保育施設だけでは対応しきれない状況が懸念されており、公立保育所がその役割を担っていく必要があります。

■自己注射が可能なエピネフリン製剤を処方されている児童の状況

年度	公立保育所	民間保育施設	合計
R1	2人	2人	4人
R2	1人	4人	5人
R3	2人	5人	7人
3か年計	5人	11人	16人

■休日保育利用実績（2園）

年度	実施日数			延べ利用者数		
	日曜日	祝日	合計	日曜日	祝日	合計
H30	49日	18日	67日	514人	209人	723人
R1	47日	22日	69日	511人	230人	741人
R2	49日	14日	63日	429人	125人	554人

※R2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により利用者数が減少した。

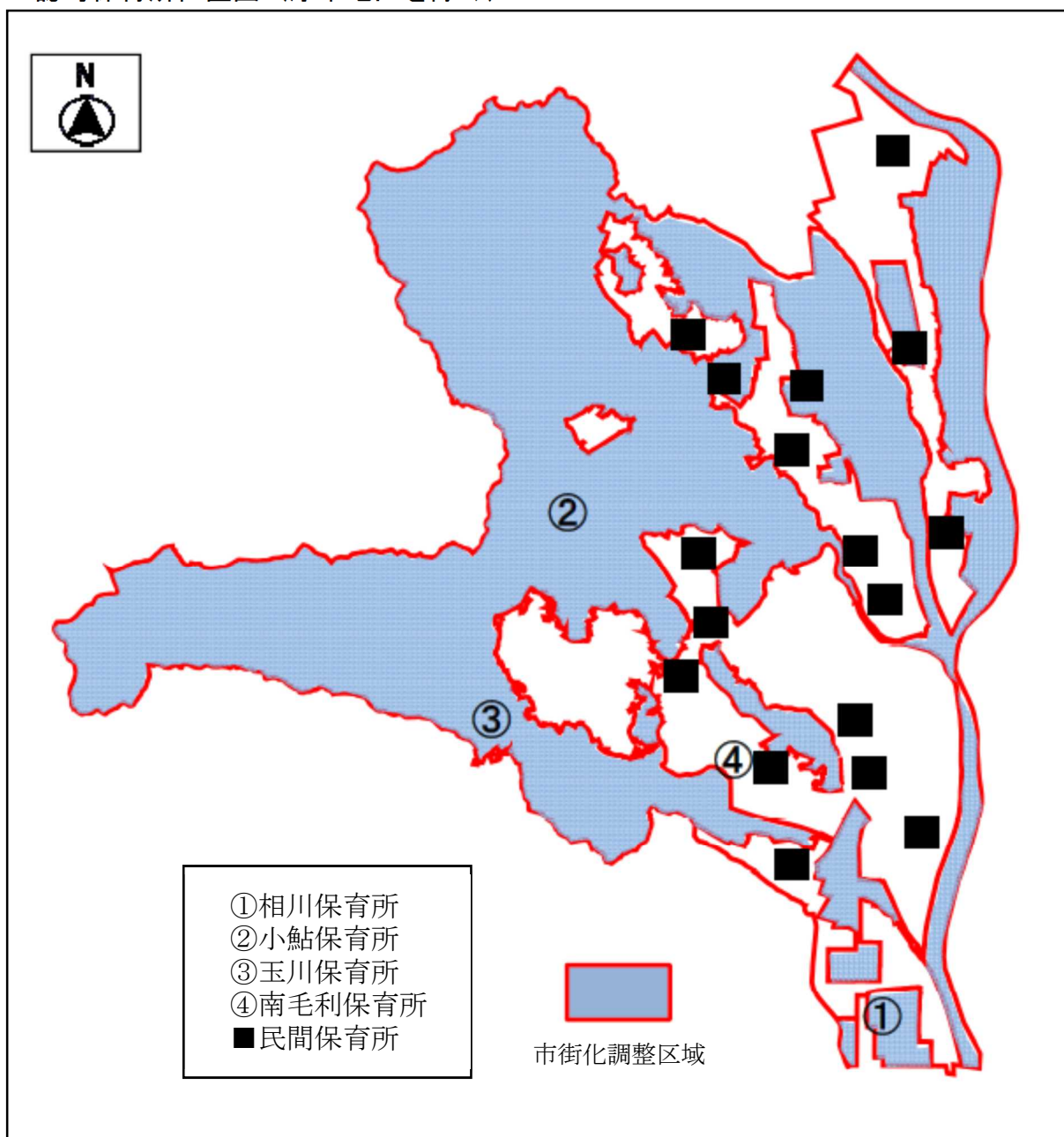
5 市域を網羅した保育の提供

本市では、すべての児童に等しく保育を提供するため、待機児童解消に向けた施設整備を行うに当たっても既存施設の設置状況を考慮しつつバランスよく保育所を配置してまいりました。

その中において、児童数の少ない市街化調整区域については法的な面から民間保育所の参入が難しいこともあり、主に公立保育所が保育の担い手となってまいりました。

今後、保育の量的ニーズが減少し、施設の供給過多となる状況が訪れた場合、児童数に基づく委託費等により運営している民間保育所においては、このような地域では安定した経営を続けることは厳しいものと考えられることから、引き続き、公立保育所が保育の受け皿となる必要があります。

■認可保育所位置図（厚木地区を除く）



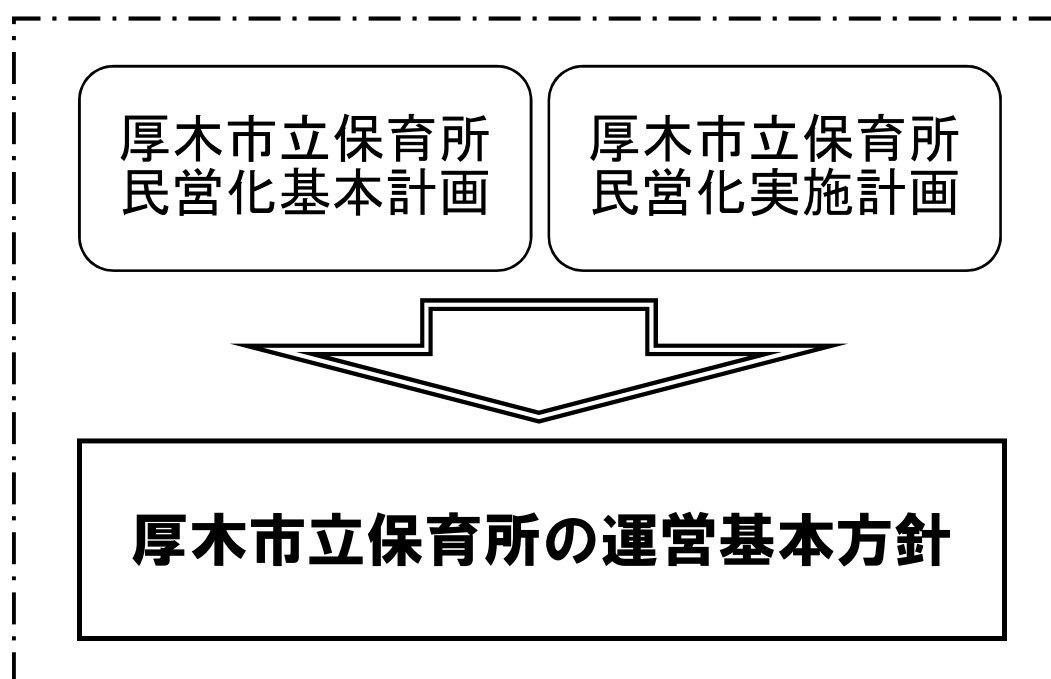
第4章 公立保育所の運営に向けて

1 公立保育所の存続

公立保育所は、①医療的ケア児、障がい児等の受入れ、②災害時における対応、③非常事態時の対応、④特別な対応が必要な児童の受入れ、⑤市域を網羅した保育の提供といった重要な役割について、保育行政を牽引する立場から責任を持って担っていく必要があります。

このような公立保育所として求められる社会的要請・市民ニーズに積極的に対応するため、現行の「厚木市立保育所民営化基本計画」及び「厚木市立保育所民営化実施計画」を廃止し、公立保育所を存続させます。

今後も民営化した2園も含め、民間保育施設と十分な連携を図り、公立保育所、民間保育施設それぞれの特徴と役割を共有しながら一体となって、市全体の保育体制の充実と更なる保育の質の向上を図っていきます。



2 今後の公立保育所の方向性

(1) 各公立保育所の位置付け

公立保育所に求められる役割について、各保育所が主に担っていく内容を明確にすることで、より効果的・効率的な保育を実施します。

類型	保育所名	内容
災害等優先対応型	南毛利保育所	台風接近時等における特別保育の実施や大規模災害の発生時に保育園児以外の児童も含めた緊急預かり等について、優先的に対応します。
適正配置対応型	相川保育所 小鮎保育所 玉川保育所	すべての児童に等しく保育を提供するため、民間保育所の参入が難しい地域において、保育の受け皿となります。

(2) 総利用定員の調整

将来的には、保育における量的ニーズの変化に対応するため、公立保育所の利用定員数を調整し、民間保育施設の経営安定を図るとともに、公立保育所が担うべき役割に即した保育を実施してまいります。

総利用定員の調整に向けた具体的な方策や実施時期については、5年ごとの「あつぎ子ども未来プラン（次世代育成支援行動計画、子ども・子育て支援事業計画）」の策定の中で、保育の量的ニーズの見込み、民間保育施設の利用定員の変動や配慮を必要とする児童の状況を踏まえ、調整の実施の有無も含めた検討を行い、決定するものとします。

内 容	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
子ども未来プラン 次世代育成支援行動計画 子ども・子育て支援事業計画	第3期計画			●	第4期計画				
総利用定員の調整の検討	――		★決定	――			――	★決定	

厚木市立保育所の運営基本方針

企画・編集 厚木市 こども未来部 保育課
〒243-8511 神奈川県厚木市中町3丁目17番17号
TEL 046(225)2768
FAX 046(225)0261
URL <http://www.city.atsugi.kanagawa.jp/>
e-mail 2200@city.atsugi.kanagawa.jp